

夜間営業 または酒類、カラオケ設備を提供する

飲食店等(休業・時短要請協力店舗) への主な支援策

8、9月分追加！※詳細は改めてお知らせします

市 休業要請協力店舗への支援

店舗賃料等 1 か月分の

5分の4 を支給 (上限50万円)

【申請期間 (5月分) : 令和3年6月7日 ~8月31日】

【申請期間 (6月分) : 令和3年6月21日~8月31日】

【申請開始 (8月、9月分) : 令和3年9月中旬頃】

県からの要請に応じ、休業した飲食店等に対し、店舗の賃料等1か月分の最大5分の4、50万円を上限に支援

①休業対象期間

- ・ 5月分 : 令和3年5月12日から5月31日
 - ・ 6月分 : 令和3年6月1日から6月20日
 - ・ 8月、9月分 : 令和3年8月20日から9月12日 (※)
- ※8月2日から8月19日は、休業または酒類の提供を行わず営業時間の短縮をしていることが要件です。

②県の感染拡大防止協力金及び県の家賃支援分を含め売上(前年度又は前々年度の実績月)を超えない範囲の額を支給します。

【市】福岡市家賃支援事務局
092-687-5193
(毎日9時~17時)



県 福岡県感染拡大防止協力金

第11期(先渡給付)、第11期追加!

① 中小企業

〔第10期〕

4万円~10万円/日

〔第11期〕

4万円~10万円/日

〔第11期(先渡給付)〕

64万円 ※先渡給付の要件あり を支給

② 大企業

売上高減少額の4割/日 を支給

〔第10期、第11期〕営業時間短縮または休業した要請対象施設に対し、家賃月額3分の2(上限20万円)を加算。
※休業した場合は「休業要請協力店舗への支援」が申請窓口(上記、市窓口にて別途申請が必要)

【申請期間(第11期/先渡給付)
: 令和3年8月20日 ~ 9月4日】

【申請期間(第10期、第11期)
: 令和3年9月13日 ~10月12日】

県の要請に応じ、

〔第10期〕

令和3年8月1日から8月19日

〔第11期(先渡給付含む)〕

令和3年8月20日から9月12日

の全ての期間に営業時間短縮または休業した要請対象施設に、

①中小企業は前年度又は前々年度の1日あたりの売上高に応じて

〔第10期〕4万円~10万円/日

〔第11期〕4万円~10万円/日

〔第11期(先渡給付)〕64万円 を支給

②大企業は前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額の4割/日を支給

【県】福岡県感染拡大防止協力金
コールセンター
0120-567-918
(毎日9時~17時)



8月23日現在の情報です。各支援策の詳細や最新情報、その他の支援策についての情報は、ホームページをご確認ください。
https://www.city.fukuoka.lg.jp/shicho/koho/health/covid19_ji.html

福岡市 コロナ支援

検索

< 事業者向けの主な支援制度 >

	援制度・窓口等	問い合わせ先
給付金 (もの)	<p>雇用調整助成金 特例措置は11月末まで延長予定!</p> <p>労働者の一時休業などにより雇用維持を図った場合に休業手当等の一部を事業主へ助成</p>	<p>【国】福岡助成金センター 雇用調整助成金分室 092-402-0537 平日8:30~17:15</p> <p>【国】雇用助成金コールセンター 0120-60-3999 9:00~21:00 (土日祝日対応)</p>
	<p>福岡県感染拡大防止協力金 第5期追加!</p> <p>(大規模施設・大規模施設テナント向け)</p> <p>県の要請に応じ、 〔第4期〕令和3年8月2日から8月19日 〔第5期〕令和3年8月20日から9月12日 までの全ての期間に営業時間短縮を行った場合、短縮した時間に 応じて</p> <p>①1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者に対し、 ・自己利用分面積1,000㎡毎に20万円/日 ・協力金対象テナント数(10以上の場合)×2千円 を支給</p> <p>②大規模施設のテナント事業者に対し、 対象床面積100㎡毎に2万円/日 を支給</p> <p>【申請期間(第4期)】: 令和3年9月13日 ~ 令和3年10月12日 【申請期間(第5期)】: 令和3年9月13日 ~ 令和3年10月12日</p>	<p>【県】福岡県感染拡大防止協力金 コールセンター 0120-567-918 9:00~17:00 (土日祝日対応)</p> 
	<p>事業者向け支援金等 申請サポート事業 (サポート金の支給)</p> <p>国・県・市の事業者向け支援制度の申請手続きを、行政書士または社会保険労務士に依頼した際に生じる、行政書士または社会保険労務士に支払う報酬の一部を支援 (上限5~10万円、支援制度によって異なる)</p>	<p>【市】申請サポートセンター 092-600-4928 平日9:00~17:00</p> 
<p>福岡市新規創業促進補助金</p> <p>国の特定創業支援等事業を活用し登録免許税半額軽減を受け会社を設立した方に対し、残りの半額相当額を支援</p>	<p>【市】経済観光文化局 創業支援課 092-711-4455 平日9:00~17:00</p>	
融資 (かね)	<p>福岡市商工金融資金制度</p> <p>・経営安定化特別資金(特例枠) (保証料ゼロ、融資利率1.3%) ※融資申込に際しては、事前にセーフティネット保証4号 または危機関連保証の市の認定が必要となります。</p>	<p>【市】中小企業サポートセンター(経営支援課) 092-441-2171 平日9:00~16:30</p> <p>※取扱金融機関(お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。)</p>
	<p>日本政策金融公庫の特別貸付</p> <p>・実質無利子・無担保融資(特別利子補給) ・既往債務の借換も可能(実質無利子化) ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 等 ・衛生環境激変対策特別貸付(旅館業、飲食店営業等) ・農林漁業セーフティネット資金農林漁業者向け)</p>	<p>・日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 平日9:00~17:00</p> <p>・土曜電話相談(9時~15時) 小規模事業者・個人事業主0120-112476 中小企業 0120-327790 農林漁業者等 0120-926478</p>
相談したい	<p>事業者向け共同相談窓口</p> <p>福岡商工会議所ビルに設置の共同相談窓口(総合受付2階) 新型コロナウイルス感染症対策として、福岡商工会議所と福岡市が連携のうえ、経営相談窓口を設置</p>	<p>福岡商工会議所 092-441-2161、092-441-2162 平日9:00~17:00(12~13時除く)</p>
	<p>事業者向け支援金等 申請サポート事業 (相談対応)</p> <p>事業者向け支援施策に関する電話相談に対応 申請手続き方法や必要書類などの相談を希望する場合は、専用相談サポーターが無料で訪問し対応 ※訪問の対象となる支援金等には限りがあります。</p>	<p>【市】申請サポートセンター 092-600-4928 平日9:00~17:00</p>